

「逗子市における公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例を廃止する条例（案）」に対するパブリックコメント実施結果について

◆意見の募集期間

2014年（平成26年）12月1日（月）～2015年（平成27年）1月8日（木）

◆意見の提出数 0件

◆周知方法 広報ずし12月号、市ホームページ

◆閲覧場所 まちづくり課、情報公開課、図書館、市民交流センター、文化プラザホール、逗子アリーナ、小坪公民館、沼間公民館、青少年会館、体験学習施設

◆提出方法 任意の書式で、まちづくり課へ持参。又はファックス、Eメール、郵送

◆担当 まちづくり課